

陳述書

令和5年8月31日

仙台高等裁判所 第3民事部 御中

控訴人

日野 正美 (印)

1 原発の本質（危険性）を考慮しない一審判決

私たちは、2022年12月4日（日）に元福井地裁裁判長の樋口英明氏の講演会に出席しました。樋口英明氏は、2023年7月15日に「原発は大丈夫と言う人々」との本（甲A59号証）を出版し、その中で原発の本質（危険性）について、

「原発の有する熱量は火力発電などと比べると比較にならないほど高密度で、火力発電の場合には運転を止める間もなく沸騰しなくなるのに対し、原発ではウラン燃料の間に制御棒を差し込んで核分裂反応を止めた後も崩壊熱という熱によって沸騰が続いてしまうことに大きな違いがあります。沸騰が続いてウラン燃料が空だきになってウラン燃料が自ら発する熱で損傷し、やがては溶け落ちてきます（これをメルトダウンといいます）。メルトダウンを防ぐためには、ウラン燃料が入っている原子炉に多量の水を電気で送り続けなければならないのです。だから、何かトラブルがあったときに運転を止めてしまえば安全な方向に向かう火力発電とは違い、常に人が管理して、水と電気を送り続けなければならないところに火力発電との根本的な違いがあります。だから、停電してもメルトダウン、配管が切れて断水してもメルトダウンとなります。何があっても人が管理し続けなければならないのです。」（15頁～16頁）

「他方、原発は地震の際に「止める」「冷やす」「閉じ込める」という安全三原則を守らなければなりません。制御棒を核燃料の間に差し込んで核分裂反応を「止める」だけでは安全になりません。止めた後においても、電気で大量の水を原子炉に送り込んで核燃料を「冷やす」ことが必要で、原子炉を冷やし続けてこれを管理し続けなければ必ず過酷事故になるのです。また、原子炉とその内部にある核燃料は厚い鉄製の格納容器によって「閉じ込める」ことが必要です。原発は、電気と水を与え続けて冷やしている限りはおとなしくしていますが、水または電気が断たれば、すなわち、人の管理が及ばなくなると格納容器という丈夫な檻に入れているつもりでも、その檻を破って暴れ出します。そして、一端暴れ出したら誰にもこれを止めることができないのです。」（17頁～18頁）

と述べ、そして、もう一つの原発の本質として

「人が管理できなくなって事故が起きたときの被害の大きさは想像を絶する」(14頁)

をあげています。そして、福島第一原発の事故がこの程度で済んだのは、2つの奇跡、すなわち

「2号機の格納容器のどこかに脆弱な部分があり、そこから圧力が漏れて大爆発に至らなかった」(24頁)

「4号機は定期点検中であり、原子炉の中にあつたウラン燃料は、エネルギー量が落ちて、電気を起こしにくくなったため、図2に示す格納容器の隣の使用済み核燃料貯蔵プールに入れられていました。このプールでも全電源喪失により循環水の供給が停止しました。使用済み核燃料は使用中の核燃料に比べエネルギー量が落ちています。そのため、循環水の供給が断たれても時間単位でメルトダウンに至ることはありませんが、3月15日になるとプールの水が干上がることによる放射性物質の大量放出が危惧されるようになりました。しかし、使用済み核燃料貯蔵プールに隣接する原子炉ウエルにシュラウドの取り替え作業のために普段は張られていない水が張られていました。そして、使用済み核燃料貯蔵プールと原子炉ウエルを隔てている仕切りがなぜかずれるという本来あってはならないことが起き、原子炉ウエルから使用済み核燃料貯蔵プールに水が流れ込みました」(24頁～25頁)

によるものであることを明らかにしています。

原発の本質(危険性)に照らせば、原発の運転は深層防護第1層から第5層が貫徹された時のみ例外的に許されるはずのものであるはずです。再稼働に反対する私たちは、第1層から第5層の防護のどれかが十分でないことを主張・立証すれば足り、「大事故が起きる具体的危険性の主張・立証」は不要であると考えます。一審判決が一般の差止めと同じに考えて、「大事故が起きる具体的危険性の主張・立証」を求めたとすれば、一審判決は原発の本質(危険性)も考慮していないと言わざるを得ません。

2 深層防護第1層から第5層の貫徹の必要性を再度確認する原子力基本法第2条(基本方針)「第3項」と矛盾する一審判決

原子力基本法、原子炉等規制法、電気事業法など5つの改正案を束ねた「GX脱炭素電源法案」が2023年5月31日、参議院で可決され成立しました。この改正のなかで、原子力基本法の第2条(基本方針)に「第3項」として下記の内容が追加されました。

「エネルギーとしての原子力利用は、国及び原子力事業者（原子力発電に関する事業を行う者をいう。第二条の三及び第二条の四において同じ。）が安全神話に陥り、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故を防止することができなかつたことを真摯に反省した上で、原子力事故（原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第二条第一項に規定する原子炉の運転等に起因する事故をいう。以下同じ。）の発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、これを行うものとする。」

この改正法案は、2023年5月24日の一審判決から一週間後に成立したものです。一審における裁判官がこの国会審議も睨みながら判決言い渡しに臨んだかどうか不明ですが、一審判決の考え方は、「大事故発生を常に想定し、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」という上記第2条「第3項」の考え方も矛盾するものです。

「避難計画の策定」は、「原子力事故の発生を常に想定」しているからです。「原子力事故発生防止に最善かつ最大の努力をしなければならない」は、深層防護第1層から第5層が貫徹されることの必要性を再度確認したものと考えます。原発はもともと危険で第1層～第5層の防護（深層防護）が貫徹されることを条件に、例外的に運転が許容されており、控訴人らは、第1層から第5層の深層防護のどれかが貫徹されていないことを主張・立証すれば足りるはずで、私達はその立場に立って、第5層の防護の避難計画が十分でないことを主張・立証した次第です。

一審判決は、上記1で述べたように、騒音等を理由とする他の差止めと本件を同視して、「大事故発生」の具体的危険の主張・立証を控訴人らに求めましたが、「原子力事故の発生を常に想定」することを求める原子力基本法第2条（基本方針）「第3項」に照らせば、「大事故発生」の具体的危険の主張・立証が不要であることは明らかです。

3 2020年8月の住民説明会での東北電力担当者の回答からしても「大事故の発生は否定できない」は公知の事実

2020年8月に宮城県が開催した住民説明会で、控訴人の一人が、説明員として出席していた東北電力の担当者に「女川原発は放射性物質が漏れを起こすような事故は絶対に起こらないと言えますか」と質問しました。東北電力の回答は「（女川原発で放射性物質が漏れを起こすような）事故は絶対ないとは言えない」というものでした。宮城県からの退域時検査場所に社員の派遣に応じたのは「大事故の発生は否定できない」からではないのでしょうか。

原子力規制委員会は「どれだけ対策を尽くしたとしても事故は起きるものとして考えるというのが防災に対する備えの基本」と述べ、「大事故の発生は否定できない」ことを認めております。

「大事故発生 of 具体的危険」は、原告らがそれを主張・立証したから具体的危険が存在し、それをしなければ具体的危険はないという、原告の出方次第で結果が変わる性質の問題ではありません。原発を有する自治体に法律で避難計画の策定が義務づけられているのは、「大事故の発生は否定できない」からです。「大事故の発生は否定できない」ことは、誰しものが認める公知の事実です。

4 「大事故の発生は否定できない」のであれば、「大事故が起きる具体的危険性の立証」は不要

避難計画は、万が一の事故の時、被ばくを最小限にして安全圏へ脱出できる実効性のあるものでなければなりません。避難計画は 30 km 圏内の住民のいのちと健康を守る最後の砦です。控訴人らは、その実効性に疑問を持ち、県や石巻市に対し抜本の見直しを求め、何度も質問をしましたが、顧みられませんでした。やむなく、避難計画の実効性の有無について、裁判所の判断を求め、提訴しました。

しかし、一審判決は、「原告らの大事故の具体的危険の主張・立証」が先との論で、避難計画の実効性について判断を下しませんでした。私たちとしては極めて遺憾です。避難計画の実効性を願う多くの国民の裁判所への不信を増大させたことも残念でなりません。

避難計画は、「大事故の発生は否定できない」ことを前提にしています。一審判決は、控訴人らに「大事故が起きる具体的危険性の立証」を求め、私たちが立証できないことをもって「大事故の発生は否定できない」ことまで（間接的に）否定しています。「大事故の発生は否定できない」のであれば、「大事故が起きる具体的危険性の立証」は不要です。

5 不可能を強いる「大事故発生 of 具体的危険の主張・立証」

一審判決は「大事故発生 of 具体的危険の主張・立証」を私達に求めています。どのような原因と経過で大事故が起きるか、それをどのように防止するかは、被控訴人と原子力規制委員会の責務です。予測できる第 1 層～第 4 層までの防護が突破される原因については、両者によって既に対策が取られているので、両者が予測しない（できない）想定外の原因を明らかにする必要があります。

福島第一原発の事故でいえば、巨大地震と巨大津波がそれに該当します。想定外のことで大事故が起きうことは福島第一原発事故の最大の教訓です。その教訓を踏まえ、「大事故の発生は否定できない」ことが公知の事実となったのです。規制委員会が第 1 層～第

4層までの防護をどんなに厳重に行っても、「大事故の発生は否定できない」と述べているのは、福島第一原発事故の教訓を踏まえているからです。

想定外のことを私たちが具体的に主張・立証できる訳がありません。私たちが主張・立証するしないにかかわらず、「大事故の発生は否定できない」のであれば、「大事故発生の具体的危険の主張・立証」を私たちに求める必要はありません。

6 退域時検査場所の一つとっても、避難計画の杜撰さは明らか

一審で私たちが主張しているとおり、避難計画の杜撰さは明らかです。退域時検査場所の一つである「鷹来の森運動公園」には石巻市民だけで67,469人が押し寄せます。他の市町村も入れると約90,000人強の住民が押し寄せることになっています。

この点、東北電力は段階的避難をすれば、分散して避難することになるので、交通渋滞は起こらないと主張しています。宮城県の原子力安全対策課専門監は「現実の避難に際しては行政側から順次、避難指示を出させていただく。その指示に従って、段階的に避難することで渋滞などのリスクが軽減されるので、ご協力いただきたいと考えている」と述べています。しかし、女川原発から放射性物質が外部に漏れたという情報が流れた途端、鷹来の森運動公園の退域時検査場所に、一斉に我先にと避難を開始するのは目に見えています。そうなったら、もはや誰にも止められないでしょう。

一審判決後の6月2日、東松島市と市議会は宮城県に対して鷹来の森運動公園へ通じる県道や出入口の二車線化などの拡張を要望しました。昨年3月16日に発生した震度6弱の地震と津波注意報の発表時には、鷹来の森運動公園周辺も避難車両で渋滞し、駐車場も満車状態になったと報道されました。二車線化が実現したとしても、鷹来の森運動公園の出入口が一箇所しかないのであれば、やはり渋滞解消は期待できません。それだけの数の住民の自家用車・バスが鷹来の森運動公園に向けて動き出せば、渋滞しないわけがありません。渋滞に巻き込まれれば、何日もの間、車の中で拘束されます。放射性物質にさらされる危険性だけでなく、高齢者や要支援者の体調の悪化が予想されます。

宮城県の「原子力災害時避難経路阻害要因調査結果」によると、避難時間が（西方面で）現状シナリオで132時間10分、対策シナリオで70時間40分です。対策シナリオでも約3日かかります。しかもこれは、受付ステーションまでの時間であり、私達の調査では、退域時検査場所の開設自体困難です。避難計画に従い、退域時検査場所に向かうことは、生命健康に重大な悪影響を及ぼすこととなります。

法律で定められた避難計画に実効性がなく、避難計画に従うことが生命健康に重大な悪影響を及ぼすことになるのであれば、それを指摘するのは裁判所の役目のはずです。多くの国民が裁判所への不信を増大させた理由もこの点にあります。

7 「津波避難計画」との矛盾

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について 南海トラフ地震特措法と同程度に対策を強化することが必要であるとして、日本海溝・千島海溝地震対策特措法が改正され「北海道・三陸沖後発地震注意報」が2022年12月16日から運用を開始しています。

それに伴い、宮城県でも地域防災計画の改定が行われ、石巻市内各所で石巻市による説明会が開催されています。「津波避難計画」では、津波避難の対象地域や避難場所等の見直し等ハザードマップの大幅な改訂が示されています。避難行動の原則として①津波浸水リスクがない高台を目指す。②避難ビルや避難タワーの垂直避難。③自動車での避難は交通渋滞になるので原則徒歩避難。と説明されています。

原発事故における広域避難計画は、「自家用車での避難」を基本にしています。原則徒歩で避難するという津波避難の行動原則は、原発事故の避難計画と矛盾します。原発事故が地震、津波の複合災害と同時に起きうことは、福島第一原発事故で明らかです。説明会でそのことを質問しても石巻市から明確な回答はありませんでした。原発事故における広域避難計画と津波避難計画との調整すら未了です。

8 原発の運転が許容される条件の一つが、実効性のある避難計画

2021年3月18日、水戸地裁判決は「5つの深層防護の一つでも欠けていれば安全とはいえない」「放射性物質の生命、身体への深刻な影響に照らせば、なんらかの避難計画が策定されていれば良いというものではない」と避難計画の実効性について判断を示し、東海第二原発を運転してはならないと判示しました。水戸地裁は、「大事故が起きる具体的危険性の立証」を同事件の原告に求めてはいません。「大事故の発生は否定できない」ことが明らかだからです。

「大事故の発生は否定できない」ことは先にも述べたとおり、公知の事実であり、原発の大事故から住民らを守るには、避難計画の実効性の有無の判断は、不可欠です。法律が実効的な避難計画の策定を求めているのは、上記1、2で述べたように、原発の運転は深層防護第1層から第5層が貫徹された時のみ例外的に許されるはずのものであり、第5層の防護である実効性のある避難計画の策定が行われて初めて、原発の運転は社会通念上許容されるからです。

これまで、避難計画の実効性について行政や女川地域原子力防災協議会でも審査されてきませんでした。司法も審査しないとすれば誰も実効性について審査しないこととなります。裁判所は住民の人格権侵害を防止する「人権の砦」です。住民の不安を解消するためにも、避難計画の実効性について裁判所は明確な判断を示すべきです。避難計画の実効性が不備であれば、原発の運転は社会通念上許容されないことになり、女川原発2号機の運転を認めるべきではありません。

この避難計画の実効性の有無の判断について、判決から一か月後に特集番組が組まれ放映され、控訴人らの地元新聞もまた、読者からの投稿を紹介し、「事故が起き、実際に避難できない事態が生じたら、その時に訴えろ、ということか」との評とともに「再稼働人の命は 蚊帳の外」との川柳が特選に入るなど、避難計画の実効性について全国的に関心が高まっています。

今ある避難計画の策定に住民は加わっていません。実際に避難しなければいけない住民とともに考え、対策を立てていく必要があるにもかかわらず、県の避難計画も石巻市の避難計画も机の上で作成されたものであり、現地で計画どおりに実行できるかどうか確認したものではありません。そのことは私たちの調査で既に明らかです。住民の生命と身体を守るための「人権の砦」の仙台高等裁判所におかれましては、公平かつ徹底した審査を行い、明確な判断を下すことを切望するものであります。

以上